

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物を構成する設備

発令：平成24年9月14日号外経済産業省告示第201号

最終改正：令和5年2月24日号外経済産業省・原子力規制委員会告示第1号

改正内容：令和5年2月24日号外経済産業省・原子力規制委員会告示第1号[令和5年2月24日]

○原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物を構成する設備

[平成二十四年九月十四日号外経済産業省告示第二百一号]

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第一条第二項第四号の規定に基づき、告示する。

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物を構成する設備（以下「主設備」という。）を次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

主要原子力発電工作物	主設備
原子炉本体	原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安命令」という。）別表第二の一の（一）の1の中欄に掲げるもの
原子炉冷却材系統設備	原子力保安命令別表第二の一の（一）の2の中欄に掲げるもの
計測制御系統設備	原子力保安命令別表第二の一の（一）の3の中欄に掲げるもの
燃料設備	原子力保安命令別表第二の一の（一）の4の中欄に掲げるもの
放射線管理設備	原子力保安命令別表第二の一の（一）の5の中欄に掲げるもの
廃棄設備	原子力保安命令別表第二の一の（一）の6の中欄に掲げるもの
原子炉格納施設	原子力保安命令別表第二の一の（一）の7の中欄に掲げるもの
排気筒	原子力保安命令別表第二の一の（一）の8の中欄に掲げるもの
蒸気タービン	原子力保安命令別表第二の一の（一）の9の中欄に掲げるもの
補助ボイラー	原子力保安命令別表第二の一の（一）の10の中欄に掲げるもの
補助ボイラーに属する燃料設備	原子力保安命令別表第二の一の（一）の11の中欄に掲げるもの
補助ボイラーに属するばい煙処理設備	原子力保安命令別表第二の一の（一）の12の中欄に掲げるもの

発電機	主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号。以下「主要電気工作物告示」という。）第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの（揚水式発電用の発電電動機を除く。）
変圧器	主要電気工作物告示第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
遮断器	主要電気工作物告示第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

附 則〔平成二五年一二月二六日経済産業省・原子力規制委員会告示第三号〕

この告示は、原子力発電工作物の保安に関する省令の一部を改正する命令〔平成二五年一二月経済産業省令・原子力規制委員会規則第二号〕の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

附 則〔令和五年二月二四日経済産業省・原子力規制委員会告示第一号〕

この告示は、公布の日から施行する。